**平成２２年（フ）第１９０号**
兵庫県伊丹市南野５丁目２番41号ファームハイツ201号
債務者　加藤　麻理
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第２６７号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番20―1107号
債務者　田中　拓志
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第４５９号**
兵庫県西宮市愛宕山14番１―503号
債務者　川勝あぐり
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２６号**
奈良県吉野郡天川村大字洞川553番地
債務者　田邊　宏元
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
奈良地方裁判所五條支部

**平成２２年（フ）第６５号**
徳島県小松島市立江町字青森88番地
債務者　勝瀬　　聡
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１０４号**
徳島県板野郡藍住町住吉字江端140番地16
債務者　森下　武雄
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１４９号**
徳島市国府町府中344番地―A103号
債務者　小西　美保
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１８５号**
徳島県徳島市津田浜之町６番４―441号
債務者　中川美智子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１８７号**
徳島市八万町中津山54番地の50―106号、住民票上の住所徳島市八万町中津浦54番地の50
債務者　高橋　秀吉
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１９５号**
徳島市南庄町３丁目44―８進光ハイツ406号、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町広島字丸須１番地117
債務者　野﨑　敏之
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１９７号**
徳島市東吉野町２丁目８番地の２
債務者　佐藤　淳一
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２０１号**
徳島市応神町古川字戎子野65番地の１
債務者　小林　憲史
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２０８号**
徳島県鳴門市鳴門町高島字中島104番地90
債務者　伊藤美智子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２０９号**
徳島市不動東町４丁目660番地の２
債務者　上原　一公
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２１０号**
徳島市不動東町４丁目660番地の２
債務者　上原　　恵
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２１８号**
徳島県板野郡上板町下六條字中西171番地３―105号
債務者　太閤　和人
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２１９号**
徳島県板野郡北島町中村字稗畑13番地
債務者　粟村　礼子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３４２号**
千葉県柏市根戸467番地18　市営北柏Ｅ棟701号
債務者　横谷　　榮
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部